

様式44

令和5年12月22日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県伊勢市神久5丁目7番56号

医療法人の名称 医療法人 東谷医院

理事長名 東谷 喬伸

電話 (0596) 22 - 1181



## 決 算 届

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 東谷医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特定医療法人     出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市神久5丁目7番56号
- (3) 設立認可年月日 平成7年6月27日
- (4) 設立登記年月日 平成7年7月 3日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	東谷医院	2410805341	三重県伊勢市神久5丁目7番56号	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月25日	令和3年度決算の決定
令和4年11月30日	理事の報酬決定
令和5年 9月28日	令和5年度 事業計画及び予算案の決定

様式 2

法人名 医療法人 東谷医院

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

※医療法人整理番号 D2171

財 産 目 録

(令和 5年 9月30日現在)

1. 資	産	額			
					122,337 千円
2. 負	債	額			53,977 千円
3. 純	資	産	額		68,360 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,440
B 固 定 資 産	81,897
C 資 産 合 計 (A+B)	122,337
D 負 債 合 計	53,977
E 純 資 産 (C-D)	68,360

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 3 - 2

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号 5217

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

貸借対照表

(令和 5 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	40,440	I 流動負債	8,803
II 固定資産	81,897	II 固定負債	45,173
1 有形固定資産	60,939	負債合計	53,977
2 無形固定資産	257	純資産の部	
3 その他の資産	20,699	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	58,360
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	68,360
資産合計	122,337	負債・純資産合計	122,337

様式 4 - 2

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号 0217

所在地 伊勢市神久5丁目7番56号

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	117,170
2 事業費用	103,865
本来業務事業利益	13,305
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,305
II 事業外収益	103
III 事業外費用	245
経常利益	13,163
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,163
法人税等	2,889
当期純利益	10,274

様式6

## 監事監査報告書

医療法人 医療法人 東谷医院  
理事長 東谷 喬伸 殿

私は、医療法人 東谷医院 の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月29日  
医療法人 東谷医院  
監事 東谷 温行